

市民課の窓口業務

転入・転出の届出は14日以内に わからない方は気軽に「記載案内所」へ

よその市町村から引っ越してきたとき（転入）や、よその市町村へ引っ越すとき（転出）の届出をはじめ戸籍、印鑑証明、税証明などの手続きは市役所2階の市民課窓口で受付しています。届出や諸証明のことでわからないことは「記載案内所」で気軽にお尋ねください。

また戸籍の謄抄本、住民票の写し、印鑑証明書の交付申請は富士文化センターと鷹岡、大淵、元吉原、原田、吉永、須津の各公民館でも受付しています。その日の午前中に申請受付したものは午後4時ごろまでに各公民館にとどきます。各種の手続きには印鑑（認印）が必要です。忘れずにお持ちください。



【写真・連日多忙の市民課窓口】

市外から引っ越してきたとき（転入届）

前にすんでいた市町村役場で発行した転出証明書と印鑑（認印）を持って14日以内に手続きをしてください。国民健康保険に入っている方は

保険証を、国民年金に加入している方は年金手帳をお持ちください。なお、転入先の組（班）も調べてきてください。

格は

- ①戸籍に書かれている本人、②夫
- ③妻、④子、⑤父母、⑥祖父母、
- ⑦孫、⑧兄弟その他弁護士、司法書士、行政書士、税理士、土地家屋調査士、社会保険労務士、海事代理士等です。

該当しない者が請求する場合は理由が必要です。理由の内容によっては請求できない場合があります。

市外へ引っ越すとき（転出届）

引っ越しする年月日、引っ越し先の住所を調べてきて手続きをしてください。国民健康保険に入っている方は保険証と印鑑をお持ちください。

きましょう。

戸籍謄抄本などをとるとき

富士市に本籍および住民登録をしてある人だけが申請をすれば交付が受けられます。

- 手数料は戸籍謄抄本 1通 200円
- 戸籍原除謄抄本、 1通 300円
- 住民票写し 1枚 70円

※家族全員がのっているのが謄本で個人だけをえらび出してのせてあるのが抄本です。

戸籍謄抄本を請求する場合は、かならず認印が必要です。請求者の資

印鑑登録の できる人

住民基本台帳および外国人登録原票にのっている15才以上の富士市民なら誰でも1人1個に限り印鑑登録ができます。

印鑑登録の できない人

禁治産者の宣告を受けた人および15才未満の人は、印鑑登録をすることができません。

市内での引っ越しをしたとき（転居届）

国民健康保険に入っている方は、保険証を、国民年金に加入している方は年金手帳を持って引っ越した日から14日以内に手続きをしてください。

なお、転入、転出、転居の届けをした方は迷い郵便を防ぐため近くの郵便局へ住所変更の手続きもしてお

印鑑登録を申請するとき

本人が官公庁等で発行する免許証又は身分証明書、外国人登録証などいずれも本人だと確認できる写真のはってある（貼替防止）ものを係員に提示した場合は印鑑登録証（手帳）を無料で交付します。

登録証には、事故防止のため氏名

住所は表示されていません。

なお、本人が身分証明するものを持たない方や代理人の場合は、市民課で本人の確認照会等の手続きをとりますので、その日には登録できません。登録証の交付までには1週間ぐらいかかります。



【写真・市民課記載案内所】

登録のできない印鑑

- 1、氏名以外のことがほられている印鑑。
- 2、ゴム印、そのほか印形の変化しやすいもの。
- 3、印形が8ミリ以下25ミリ以上のももの。
- 4、欠けた印鑑。

い。

印鑑登録の廃止

登録をした印鑑をなくしたとき、改印するときは、廃止の手続きをして改めて登録の手続きをとってください。

◆お願い

これから2月、3月にかけて入学、進学や就職などの関係で多いときは1日1,000人をこえ、たいへんに窓口が混雑して市民のみなさんにご迷惑をおかけすることがあります。

とくに土曜日が一番、混雑していますので急ぎでないものは、できるだけ土曜日以外の日にお願ひします。また、昼休み中でも交替で執務していますが、職員が少人数のため、異動その他の届出等で時間のかかるものは、昼休み時間をさけ午前中とか午後1時すぎにお願ひします。

印鑑登録証明書の交付

印鑑証明交付申請書に「印鑑登録証」を添えて申請してください。手数料は1枚100円です。

代理人によって交付を受ける場合は、本人の登録証を持たせてくださ

国民健康保険に加入するとき

会社を退職して新たに国民健康保険に加入する場合は、今まで勤務していた会社から離職証明をもらってきてください。

こんなときは必ず届出を

次のことがあったときは、14日以内に市民課で手続きをして下さい。

こんなとき手続きを		手続きに必要なもの
はいる場合	転入してきたとき 職場の健康保険をやめたとき 子どもが生まれたとき	印かん 印かん、職場の健康保険をやめた証明書 印かん、母子手帳、被保険者証
やめる場合	転出するとき 職場の健康保険にはいったとき 死亡したとき	印かん、被保険者証 印かん、両方の被保険者証（職場の保険証が未交付のときは証明できるもの） 印かん、被保険者証
その他	市内で住所が変わったとき 世帯主や氏名が変わったとき 被保険者証をなくしたとき	印かん、被保険者証 印かん、被保険者証 印かん